

札幌市夜間センターの指定管理者の選定結果について

1 選定委員会開催経過

第1回 令和6年7月18日 募集要項、選定方法等について

第2回 令和6年10月7日 書類審査、面接審査、選定

2 選定委員会委員

委員5名（市職員1人、外部委員4人）

委員長 札幌市保健福祉局ウェルネス推進部医療政策担当部長 小山内 康德

委員 牟禮 耕史 公認会計士

委員 塚越 佐恵子 社会保険労務士

委員 上村 修二 学識経験者（救急医療分野）

委員 滝川 秀子 利用者代表

3 応募団体

一般社団法人札幌市医師会

非公募により申込を求めた理由 別紙のとおり

4 選定結果（指定管理者候補者）

(1) 選定された団体

一般社団法人札幌市医師会 代表者 会長 今 真人

札幌市中央区大通西19丁目1番地の1 札幌市医師会館

(2) 選定の理由

医師会の提案書については、札幌市夜間急病センターの設置目的や公の施設としての性格を踏まえた、事業目標を達成するための業務計画が作成されている点などで選定委員会において高い評価を受けた。また、これまでの経験や実績を生かすことにより更に効率的かつ効果的に札幌市夜間急病センターを運営していくことが見込まれる。

以上の点から、一般社団法人札幌市医師会は、札幌市夜間急病センターの指定管理者の候補者として適切であると判断された。

(3) 評価結果

選定基準	基礎配点	候補者
①平等利用の確保	5点	5点
②施設の効用発揮	70点	60点
③安定経営能力	75点	65点
④管理経費の縮減	30点	8点
⑤その他	20点	17点
合計	200点	155点
得点率	—	77.5%

(4) 指定期間

令和7年（2025年）4月1日～令和12年（2030年）3月31日の予定

6 その他

令和6年第4回定例市議会において、公の施設の指定管理者の指定の件について議案を提出する予定。

札幌市夜間急病センターの指定手続を非公募により行った理由

札幌市夜間急病センター（以下「センター」という。）の指定管理者の募集方法については、以下1から3までの理由から、札幌市夜間急病センター条例第9条第2項の規定により、非公募により申込みを求めることとした。

1 札幌市の救急医療体制の安定的運営

札幌市の救急医療体制は、一般社団法人札幌市医師会（以下「医師会」という。）の協力により会員である医師等が救急医療を公平に担うことを前提に構築されているものである。また、札幌市の救急医療体制は初期、二次、三次と分かれており、それぞれの役割について有機的な連携を保ちつつ組織的に運営することにより、市民の救急医療への要望に対応するようにしている。

したがって、夜間における市内唯一の内科系初期救急医療機関であるセンターの運営は、二次、三次の救急医療体制の運営と一体で行うことが不可欠であり、医師会が札幌市の救急医療体制の連携を担っている現状の下では、医師会以外にセンターの管理を委ねることが適当な団体はないと考えられる。

2 センター設置の経緯

現在のセンターは、医師会が30年余りにわたり救急医療事業を行ってきた札幌市医師会夜間急病センターの老朽化等に伴い、新施設の建設が必要となったが、医師会が自ら建設するのが困難であったところ、札幌市として初期救急医療体制の一層の充実を図るため、平成16年度に公の施設として設置したものである。すなわち、センターの設置は、医師会の救急医療事業を引き続き公の施設において運営することで、札幌市の初期救急医療体制の一層の充実を図るものであった。したがって、センターにおける救急医療事業は、センター設置の沿革や事業の性質からも、医師会がその多くを担うことが想定される事業である。

3 現行の指定期間における医師会の管理状況

医師会は、平成16年度に指定管理者の指定を受けてから現在まで、治療の質の向上のみならず、医師会が持つノウハウやネットワークを十分に活用し、救急医療の安定・充実に努めてきており、現行の指定期間における医師会によるセンターの管理も良好に行われているものと認められる。